埼玉県地域強靱化計画(素案)の概要

計画(素案)の位置付け

- ▶平常時から大規模自然災害に備えるため、国土強靱化基本法に基づき策定
- ▶国の計画や本県の特性を踏まえた5つの基本目標、9つの行動目標を設定

計画(素案)に示した目標と主な取組

基本目標	3- 13-3 t — MIB •	主な取組	
I 県民の生命を最大限守ること	1 被害の	発生抑制により人命を保護する	
		〇 住宅・建築物の耐震化等の促進 など	
II 地域社会の重要な機能を維持し、 生活・経済への影響をできる限り 軽減すること	2 救助・救急・医療活動により人命を保護する		
		〇 災害時医療体制の確保	〇医療スタッフの育成・確保 など
	3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する		
		〇 道路ネットワークの整備・通行の確保	〇 道路施設の耐震化等による安全性の向上 など
Ⅲ 県民の財産及び公共施設の被害 をできる限り軽減すること	4 必要不	可欠な行政機能を確保する	
		〇 防災活動拠点等の強化 など	
	5 生活・	・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	
IV 迅速な復旧・復興を可能とする 備えをすること	〇 清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化 など		
	6 『稼ぐ	6 『稼ぐ力』を確保できる経済活動の機能を維持する	
		〇 平常時からの産業創出	〇 金融機能・産業機能の維持 など
V 首都機能を維持・復旧するため の機能を確保すること	7 二次災	害を発生させない	
		〇 災害に強い都市づくり など	
	8 大規模	8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	
		〇 行政機関の業務継続の確保	〇 応急復旧の体制整備 など
	9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする		るようにする
		〇 平常時からの連携関係の確立	〇 支援・受援体制の確立 など